

九州大学全学共通認証基盤サービス規程

平成19年度九大規程第35号
施行：平成20年4月1日
最終改正：令和3年4月30日
(令和3年度九大規程第31号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における全学共通認証基盤サービス（以下「認証サービス」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 認証サービスは、本学における各種情報システムに対して利用者を認証する機能を提供し、もって当該システムの統合的かつ適正な運用を支援するとともに、利便性の向上と安心かつ安全な情報環境を提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムをいう。
- (2) 部局等 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第3条から第17条までに規定する組織をいう。
- (3) 認証 情報システムにアクセスしようとする者が、第6条の認証対象者であることを電子データとの関連を用いて確認すること。
- (4) 認可 認証により確認された者を識別して、情報システムにおけるアクセス権限を制御し、利用者に応じた固有のサービスを提供すること。

(委員会)

第4条 認証サービスの管理及び運用に関する基本方針及び重要事項の審議は、情報統括本部運営会議（以下「運営会議」という。）において行う。

(管理部署等)

第5条 認証サービスの管理及び運用に関する業務は、情報統括本部において行う。

2 部局等の長は、認証サービスの管理及び運用を円滑に行うため、情報統括本部が行う業務の遂行を支援するものとする。

(認証対象者)

第6条 認証サービスにおいて認証対象者として登録される者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
 - (2) 本学の学生（学生番号を付与された者をいう。）
 - (3) その他情報統括本部長（以下「本部長」という。）が適当と認めた者
- 2 認証対象者として登録された者へは、本部長が全学共通IDを付与する。

(サービスの制限等)

第7条 本部長は、認証対象者が認証サービスに関する規程等に違反したとき、又は認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該認証対象者の認証を停止し、又は登録を抹消することができる。

2 本部長は、認証の機能の提供を受ける情報システムの管理者（以下「システム管理者」という。）が、認証サービスに関する規程等に違反したとき、又は認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該システム管理者が管理する情報システムに対する認証の機能の提供を停止し、又は取り止めることができる。

(個人情報の管理)

第8条 認証サービスに係る個人情報に関する記録については、関係法令及び本学の諸規則等に基づき、適正に管理するものとする。

(情報システムにおける認可)

第9条 システム管理者は、認証サービスの認証機能を用いて、当該情報システムのサービス方針に応じた利用者の認可を独自に行うことができる。

(事務)

第10条 認証サービスに関する事務は、部局等の協力を得て、情報システム部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、認証サービスに関し必要な事項は、運営会議の議を経て、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第31号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。